認　定　書

国 住 指 第　2588 号
令 和　3 年　1 月　25 日

一輝株式会社
代表取締役　稲場　誠 様

国土交通大臣　　赤羽　一嘉

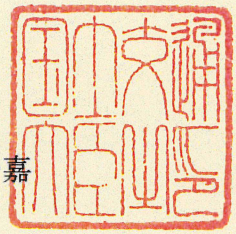

下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 3 の各項（基礎ぐいの許容支持力の算出方法に係る部分に限る。）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
　　TACP－0628

2. 認定をした構造方法等の名称
　　ケンマⅡ工法（先端地盤：砂質地盤（礫質地盤を含む））

3. 認定をした構造方法等の内容
　　別添のとおり

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。